様式第３号（第７条、第12条関係）

正

(表)

　　　　　　　　　　　 許可

屋外広告物　　変更許可　　申請書

継続許可

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　高島市長　　　　　　　　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)　　ふりがな　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)　電　話(　　　)　　　―　　　　 |
| 高島市屋外広告物条例 | 第11条第16条第　項 | の規定により、次のとおり申請します。 |
| １　種類直接該当しない場合は、最も類似したものを選ぶこと。 | (　) 自家用 (　) 非自家用 (　) その他［　 　 　　　　］ |
| (　)屋上 (　)壁面 (　)突出 (　)野立 (　)案内図板等 (　)禁止物件添加 |
| (　)広告板 (　)広告塔 (　)立看板 (　)広告旗 (　)貼紙 (　)貼札 (　)電柱等(　)アーチ (　)広告幕 (　)アドバルーン (　)ぼんぼり |
| ２　規模および数量 | 地上高 | 縦 | 横 | 面数 | 面積 | 数量 |
| m | m | m | 面 | ㎡  | 個 |
| ３　主要な材料 | (　)金属［　　　　　］(　)木(　)プラスチック(　)その他［　　　　］ |
| ４　表示(設置)期間 | 　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで(　　年・月間) |
| ５　建築基準法による工作物の確認 | (　)不要(　)有(　)申請中(　)未申請 | ６　道路法による道路の占用の許可 | (　)不要(　)有(　)申請中(　)未申請 | ７ 道路交通法による道路の使用の許可 | ( )不要(　)有(　)申請中 (　)未申請 |
| ８　表示(設置)に係る場所(区域) | 高島市 | 条例上の地域区分 | (　)第１種地域(　)第２種地域(　)第３種地域(　)第４種地域 | 土地(建物)の所有者等の承諾 | (　)不要(　)有(　)協議中 |  | (　)不要(　)有(　)協議中 |
| 　９　都市計画法で定める地域地区の区分 | (　)第１種(第２種)低層住居専用地域／第１種(第２種)中高層住居専用地域／第１種(第２種)住居地域／準住居地域(　)近隣商業／商業地域　(　)準工業／工業／工業専用地域　(　)風致地区　(　)その他[　　　　　　　] |
| 10　管理者　 | 住　　所氏　　名 | ㊞　　　電話( 　　)　　―　　 |
| 資 格 等 | (　)登録試験機関の試験合格者 (　)講習会修了者 (　)職業訓練指導員免許所持者 (　)技能検定合格者 (　)職業訓練修了者 (　)不要 |
| 11　工事施工者 | 住　　所氏　　名 | 電話(　 　) ―　 |
| 屋外広告業の登録番号等 | 　　年　月　日滋賀県屋外広告業登録第　　　号 |
| ※　受付欄 | ※手数料 | ※決裁区分 | ※決裁権者 | ※課員 | ※担当者 |
|  | 部長等・課長等 |  |  |  |
|  | 　　　　　　円 |  | 　 | 　 | 　 |
| ※　許可条件 |  |
| ※　許可番号 | 　　　　　　年　　月　　日 | 高島市指令　　第 　　　号 |
|  |

(裏)

|  |
| --- |
| 12　　写真貼付欄　 |
| 13　許可番号等　　新規の許可申請にあっては、記入する必要はありません。  | 許可番号 | 　　年　月　日　高島市指令 　第　 　号 |
| 許可期間 | 年　月　日から　年　月　日まで(　年・月間) |

注１　新規の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

　　(1) 表示し、または設置する場所を示す地図（原則として縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表

示または設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）

(2) 色彩および意匠を明らかにした図面

(3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面

(4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図

(5) 周囲の状況が分かるカラー写真

(6) 高島市屋外広告物条例第11条第２項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっ

ては管理者が滋賀県屋外広告物条例第25条第１項各号のいずれかに該当する者であることを証

する書類を添付すること。

２　変更の許可申請にあっては、注１(1)に掲げる書類および当該物件のカラー写真のほか、変更に係

る注１(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。

３　継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

(1)表示し、または設置する場所を示す地図（原則として縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示または設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）

(2)屋外広告物安全点検調書（当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物または広告幕を掲出する物件である場合に限る。）

(3) 当該広告物または掲出物件のカラー写真

４　該当する(　)内に印を付すこと。

５　※欄は、記入しないこと。

６　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(表)

　　　　　　　　　　　　許可

屋外広告物　　変更許可　　申請書

継続許可

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　高島市長　　　　　　　　申請者住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)　　ふりがな　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏 名 　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)　電 話(　　　)　　　―　　　　 |
| 高島市屋外広告物条例 | 第11条第16条第　項 | の規定により、次のとおり申請します。 |
| １　種類直接該当しない場合は、最も類似したものを選ぶこと。 | (　) 自家用 (　) 非自家用 (　) その他［ 　　　　　　］ |
| (　)屋上 (　)壁面 (　)突出 (　)野立 (　)案内図板等 (　)禁止物件添加 |
| (　)広告板 (　)広告塔 (　)立看板 (　)広告旗 (　)貼紙 (　)貼札 (　)電柱等(　)アーチ (　)広告幕 (　)アドバルーン (　)ぼんぼり |
| ２　規模および数量 | 地上高 | 縦 | 横 | 面数 | 面積 | 数量 |
| m | m | m | 面 | ㎡  | 個 |
| ３　主要な材料 | (　)金属［　　　　　］(　)木(　)プラスチック(　)その他［　　　　］ |
| ４　表示(設置)期間 | 　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで(　　年・月間) |
| ５　建築基準法による工作物の確認 | (　)不要(　)有(　)申請中(　)未申請 | ６　道路法による道路の占用の許可 | (　)不要(　)有(　)申請中(　)未申請 | ７ 道路交通法による道路の使用の許可 | (　)不要(　)有(　)申請中(　)未申請 |
| ８　表示(設置)に係る場所(区域) | 高島市 | 条例上の地域区分 | (　)第１種地域(　)第２種地域(　)第３種地域(　)第４種地域 | 土地(建物)の所有者等の承諾 | (　)不要(　)有(　)協議中 |
| 　９　 都市計画法で定める地域地区の区　分 | (　)第１種(第２種)低層住居専用地域／第１種(第２種)中高層住居専用地域／第１種(第２種)住居地域／準住居地域(　)近隣商業／商業地域　(　)準工業／工業／工業専用地域　(　)風致地区　(　)その他[　　　　　　　] |
| 10　管理者　 | 住　　所氏　　名 | ㊞　　電話( 　　)　　―　　　 |
| 資 格 等 | (　)登録試験機関の試験合格者 (　)講習会修了者 (　)職業訓練指導員免許所持者 (　)技能検定合格者 (　)職業訓練修了者 (　)不要 |
| 11　工事施工者 | 住　　所氏　　名 | 電話(　 　) ―　 |
| 屋外広告業の登録番号等 | 　　　　年　　月　　日　　滋賀県屋外広告業登録第　　　号 |
| 高島市指令　　　　第　　　　　号　本件広告物（掲出物件）の表示（設置）を、高島市屋外広告物条例の規定により次の条件を付して許可します。　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　高島市長　許可条件 |

(裏)

|  |
| --- |
| 12　写真貼付欄　 |
| 13　許可番号等　　新規の許可申請にあっては、記入する必要はありません。  | 許可番号 | 　　年　月　日　高島市指令 　第　 　号 |
| 許可期間 | 年　月 日から　年　月　日まで(　年・月間) |

注１　新規の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

　(1) 表示し、または設置する場所を示す地図（原則として縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示または設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）

　　(2) 色彩および意匠を明らかにした図面

　　(3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面

　　(4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図

　　(5) 周囲の状況が分かるカラー写真

　　(6) 高島市屋外広告物条例第11条第２項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管

理者が滋賀県屋外広告物条例第25条第１項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付すること。

　２　変更の許可申請にあっては、注１(1)に掲げる書類および当該物件のカラー写真のほか、変更に係る注１(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。

　３　継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

(1) 表示し、または設置する場所を示す地図（原則として縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示または設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）

(2) 屋外広告物安全点検調書（当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物または広告幕を掲出する物件である場合に限る。）

　 (3) 当該広告物または掲出物件のカラー写真

　４　該当する(　)内に印を付すこと。

　５　※欄は、記入しないこと。

　６　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。